

◎海洋基本法

(平成一九年四月二七日法律第三三号) (衆)

一、提案理由 (平成一九年四月三日・衆議院本会議)

○塩谷立君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

まず、海洋基本法案について申し上げます。

本案は、海洋が人類等の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、我が国が国際的協調のもとに、新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は、

第一に、基本理念として、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和、海洋の安全の確保等を定めること、

第二に、国は、基本理念にのっとり、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有することなど、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにすること、

第三に、政府は、海洋基本計画を定めなければならないこと、

第四に、海洋に関する基本的施策として、国は、海洋資源の開発及び利用の推進、海洋環境の保全、排他的経済水域等の開発等の推進、海上輸送の確保等のために必要な措置を講ずること、

第五に、内閣に総合海洋政策本部を置くとともに、本部の長に内閣総理大臣を、副本部長に内閣官房長官及び海洋政策担当大臣をもって充てること
などであります。

…………… (略) ……………

以上が、両案の趣旨及び内容であります。

両案は、本日の国土交通委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

なお、海洋基本法案につきましては、新たな海洋立国の推進に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○決議 (平成一九年四月三日)

政府は、海洋基本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 本法に規定する「新たな海洋立国」実現に向けた海洋政策を具体化する海洋基本計画を早急に策定するとともに、本法により内閣に設置される総合海洋政策本部がその実現に向けた諸施策を政府として集中的かつ総合的に推進できるよう体制整備を行うこと。
- 二 本法に規定する海洋基本計画の策定及びこれに基づく諸施策の推進に当たっては、本法により内閣に設置される総合海洋政策本部に、海洋に関する幅広い分野の有識者から構成される会議を設置し、その意見を反映させること。

三 海洋法に関する国際連合条約等の規定に基づく国内法の整備がまだ十分でないことにかんがみ、海洋に関する我が国の利益を確保し、及び海洋に関する国際的な義務を履行するため、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束に規定する諸制度に関する我が国の国内法制を早急に整備すること。

また、生物多様性条約その他の国際約束にかんがみ海洋環境の保護がますます重要となっていることに留意し、海洋の生物の多様性の確保等のための海洋保護区の設置等、海洋環境の保全を図るために必要な具体的措置について検討すること。

四 海に囲まれた我が国にとって、海上輸送、海洋資源の開発及び利用等の安全の確保は不可欠であり、そのため、海上の安全及び治安の確保とともに、危機管理について万全の体制を整備することが極めて重要であることにかんがみ、海上保安庁について、危機管理に関する関係行政機関との連携を含め組織体制の総合的な検討・充実を図ること。

五 政府は、我が国が正当にその領有権を有している領土の保全に遺漏なきを期すとともに、海洋の新たな秩序を構築することが海洋国家としての我が国の国益に沿うことにかんがみ、外交的施策における努力を始めとする各般の施策をより一層強力に推進すること。

右決議する。

二、参議院国土交通委員長報告（平成一九年四月二〇日）

○大江康弘君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、海洋基本法案は、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするほか、基本計画の策定及び施策の基本事項について定めるとともに、内閣に総合海洋政策本部を設置しようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、法案提出の背景と総合的な海洋政策の必要性、海洋資源開発と海洋環境保全との調和、海上保安庁の組織体制の強化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、二法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、海洋基本法案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年四月一九日）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、本法に規定する海洋基本計画の策定及びこれに基づく諸施策の推進に当たっては、

総合海洋政策本部に、海洋に関する幅広い分野の有識者から構成される会議を設置し、その意見を反映させること。

二、海洋法に関する国際連合条約等の規定に基づく国内法の整備がまだ十分でないことにかんがみ、海洋に関する我が国の利益を確保し、及び海洋に関する国際的な義務を履行するため、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束に規定する諸制度に関する我が国の国内法制を早急に整備すること。

また、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、移動性動物の移動ルートを考慮した海洋の生物の多様性の確保等のための海洋保護区の設置等、海洋環境の保全を図るために必要な措置について検討すること。

三、海上の安全及び治安の確保とともに、危機管理について万全の体制を整備することが極めて重要であることにかんがみ、海上保安庁について、危機管理に関する関係行政機関との連携を含め組織体制の総合的な検討・充実を図ること。

四、我が国が正当にその領有権を有している領土の保全に遺漏なきを期すとともに、海洋の新たな秩序を構築することが海洋国家としての我が国の国益に沿うことにかんがみ外交的施策を始めとする各般の施策をより一層強力に推進すること。

右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。